



消費者トラブル注意情報～令和7年3月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス※をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

(令和7年3月12日調査分)

商品・サービス	相談内容の例	助言
給湯システム (給湯器の点検に関するトラブルなど)	高齢で一人暮らしの父が、ガス給湯器の点検を受け、高額な機器取り換えの契約をしていたことが分かった。必要ないので断りたい。	点検を口実に訪問し、このまま使うと爆発するなど消費者の不安をあおり、高額な給湯器の交換を迫るというケースが多く見受けられます。 電話や訪問で点検を持ち掛ける業者とは、安易に契約しないようにしましょう。契約をしてしまってもクーリング・オフ等ができる場合がありますので、最寄りの消費生活センター等に相談してください。 (参考)広島県消費生活課ホームページ
相談その他 (海外からの電話に関するトラブルなど)	固定電話に国際電話と思われる番号から着信があり、電話に出してしまった。すぐに切ったが高額な通話料を請求されないか。	海外からの電話に出ても、着信側に通話料は発生しませんが、折り返し電話をかけると高額な国際通話料がかかる可能性があります。 なお、最近は「+(プラス)」で始まる国際電話番号を利用した架空請求詐欺や個人情報等をだまし盗る事案が増えています。+(プラス)で始まる番号や知らない番号からの電話には、出ないことがトラブル防止に効果的です。海外との電話が不要な方は、国際電話不取扱受付センターへお申込み下さい。 (参考)広島県消費生活課ホームページ
フリーローン・サラ金 (借金・多重債務など)	キャッシングやローンで毎月の支払いが難しい。 対処法を教えてください。	何社からもお金を借り入れ、金額が増えると、自分の力だけでは解決することが困難になってきます。 最寄りの消費生活相談窓口など無料の多重債務相談窓口がありますので、まずは相談してください。相談者の状況や意向に応じて解決方法を助言し、必要に応じて法律の専門家などを紹介します。 (参考)広島県消費生活課ホームページ (参考)金融庁ホームページ

※「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較(引き算)して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合

(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト「[よくある相談事例](#)」⇒



○電話相談:(消費者ホットライン(局番なしの電話番号 188(イヤヤ)) 最寄りの相談窓口につながります。
広島県生活センター(消費生活相談)は、082-223-6111
(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

○電子メール相談:県サイト [電子メール受付](#)⇒



○消費生活課公式 X(旧 Twitter)⇒



■新生活！電気やガスの訪問販売に注意

引っ越しなどで新生活を始める時期にかけて、電気・ガスの契約トラブルが増える傾向にあります。

電気やガスを含め、突然の訪問で勧誘を受けた場合は、その場で契約せず、事業者名や連絡先、目的等をよく確認しましょう。

「アパート全体が契約している」と言われた場合は、必ず管理会社等に確認し、「料金が安くなる」と勧誘された際は、プラン内容を確認し他事業者と比較して検討しましょう。詳しくは[国民生活センターホームページ](#)

【発行】広島県環境県民局消費生活課



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー＆ネイリー
～Stop the 泣き寝入り～